

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管介護医療院管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、10 都府県に出されている緊急事態宣言が 6 月 20 日まで延長が検討され、一方本県では、入院患者数は少し減少したものの変異株は増加しており、依然、予断を許さない状況が続いています。

一旦、感染が施設・事業所内に持ち込まれると、集団感染につながるおそれが十分あり、更なる感染拡大と集団感染に対し、引き続き、強い危機感を持ち対応すべき状況にあります。

高齢者施設・事業所の施設長・管理者におかれては、**施設等内への感染持ち込みと感染拡大を未然に防ぐため、抗原簡易キットによる職員を対象とした定期的な検査を進めていただくとともに、開設法人におかれては、実施した検査数を別紙により所管の振興局（振興局から開設法人に連絡済み）まで報告**いただきますようお願いいたします。

なお、高齢者施設等において職員の感染が判明した場合に、抗原簡易キットを活用した定期的な検査実施の有無を確認させていただく場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

引き続き、マスク・手洗い・手指消毒・換気などの**基本的な感染予防対策、少しでも症状（発熱・咳・倦怠感・味覚異常など）があれば出勤しない・させないことについて徹底**をお願いいたします。

また、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応等について、厚生労働省から下記のとおり通知がありましたので、内容について了知いただくとともに、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省からの通知（URL 等参照）

- (1) 高齢者施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策（令和 3 年 5 月 21 日 付け厚生労働省事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000783193.pdf>
(別添 1) (別添 2) (別添 3) (別添 4) (別添 5) (別添 6) (別添 7)
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 22 報）（令和 3 年 5 月 20 日付け厚生労働省事務連絡）
- (3) 高齢者施設の従業者等への定期的な検査の積極的な受検について（令和 3 年 5 月 17 日厚生労働省事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000781628.pdf>

2. 徹底した感染防止対策をお願いする事項

(1) 職員へのお願い

①入所施設・居住系サービス、通所系・短期入所系サービス、訪問系サービス 共通

- 手洗い、消毒、マスク着用、換気等基本的な感染予防対策及び毎朝の自宅での検温及び出勤時の検温・症状チェック等健康管理を確実に実施。
- 発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、早い目に医療機関を受診し、通勤はせず、外出も控える。前日に同様の症状があった場合、当日に症状が消失していても、通勤は無理をしない。家族内に同様の症状がある場合も通勤はしない。
- 施設・事業所への感染持ち込みを防ぐためには、職場外でも感染拡大を防ぐための取組が特に重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。（「県民の皆様へのお願い」の各項目を徹底願います。）
- 職員間の感染を防ぐために、更衣室・休憩室等での3密を避けるため、入室者の人数制限や会話を控える。着用するユニフォームは出勤・就業時に更衣室で着脱し、ユニフォームで通勤は行わない（家庭への病原体の持込を防ぐ）、更衣室・休憩室等の出入口に消毒液を設置する。
- 職員からの施設・事業所への感染持ち込み・感染拡大を防ぐため、抗原簡易キットを活用し、職員を対象に定期的（1週間に1回程度）に検査を実施。

②入所施設・居住系サービス 関係

- 認知症高齢者が生活するグループホーム等における共同生活の場においては、利用者同士で距離を取れるよう、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保。対面にならないよう机や椅子の配置等を工夫する。アクリル板の設置、定期的な換気、接触頻度が高い共有物の消毒を徹底。

③通所系・短期入所系サービス 関係

- 利用者を送迎車に乗せる前に、利用者・家族又は職員が利用者の体温を計測し、職員が利用者の家族の健康状態の確認も行い、発熱や体調不良が認められる場合は、サービスの利用を断る。
- 送迎時には窓を開ける等換気を行う。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒。

④訪問系サービス 関係

- 利用者宅でのサービスの提供に当たり、サービス提供前後の手洗い、マスク着用、エプロン着用、必要時の手袋着用、咳エチケット、部屋の換気を徹底。
- 訪問時は車の窓を開ける等換気を行う。接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒。

(2) ケア（介助）時のお願い

○ 食事介助

食事の前は必ず手指衛生を実施。介助は1名ずつ、ななめ後ろから飲み込みの様子を観察しながら行う。むせやすい方は予めフェイスタオルを用意し、むせた場合にそっと口を覆う。介助の際、上体を後ろに引くか、唾液などが飛ばない方向に体を反らすなどし、浴びないようにする。

○ レクリエーション・リハビリテーション等

「3密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける。

→ 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、利用者同士で距離を取れるよう、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保。対面にならないよう椅子の配置等を工夫する。複数の窓等を開けて定期的に換気。声を出す機会の最小化、マスク着用。清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行を徹底。

○ 清拭・入浴介助

入浴前に利用者の体調をチェックし、体調不良なら清拭に変更。介助中はマスク、換気を行う。

※ 上記の感染防止対策の詳細内容については、下記の厚生労働省通知等で必ずご確認願います。

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡)
- ・「介護現場における感染対策の手引き(第2版)・介護職員のための感染対策マニュアルについて」(令和3年3月9日付老高発0309第1号他厚生労働省関係課連名通知)
- ・「県民の皆様へのお願い」(令和3年5月21日)

県介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527 (直通)